広報 豊島区 としま
特別給付金特集号
令和４年 ２月18日

区民の皆様へ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

発行：豊島区　編集：保健福祉部福祉総務課　〒171 - 8422　豊島区南池袋2-45-11
☎03 - 4566 - 2453（直通）　FAX　03 - 3981 - 4303

支給の手続きが始まります

事業概要

令和３年度分の住民税均等割が非課税である世帯や令和３年１月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

支給額

一世帯あたり10万円です。
給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

支給対象となる世帯

以下のいずれかにあてはまる世帯が対象です。

① 世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯（住民税非課税世帯）※

令和３年12月10日時点で住民登録のある市区町村から
確認書が届きます（要返送）
２月３日から順次発送しています。

② 令和３年１月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください
申請期間：**令和4年9月30日（金）まで**
申請書は、豊島区住民税非課税世帯等臨時特別給付金窓口のほか、東・西区民事務所、区民ひろばで配布。
また、区ホームページからダウンロードも可。

※住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成されている世帯は除く

支給時期　豊島区が確認書（または申請書）を受理した日から1～2週間後に指定の口座に振り込まれます。ただし、書類に不備がある場合や申請が混みあった場合などは、さらに日数が経過する可能性があります。ご了承ください。

申請窓口　豊島区住民税非課税世帯等臨時特別給付金窓口　区役所本庁舎１階（豊島区南池袋2-45-1）
開設時間　平日午前９時～午後５時（祝日を除く）

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中の方へ

DVなどで住民票を動かさず、豊島区に避難している方も、受給できる可能性があります。
住民票上の世帯主が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、受給することができます。

給付金を受給するためには、現在お住いの市区町村での**手続きが必要**です。
給付金を受給する手続きについては、豊島区住民税非課税世帯等臨時特別給付金窓口コールセンターに問い合わせてください。

豊島区住民税非課税世帯等臨時特別給付金窓口　コールセンター　☎03 - 4566 - 4192（よいきゅうふ）

給付金の手続きと振り込みまでの流れ

❶令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から豊島区にお住まいの場合

1 豊島区から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が送付されます

2 記載内容を確認して、豊島区に**郵送または直接**提出してください。

【確認事項】

□記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか

□住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

□確認欄に氏名・確認日・連絡先を記入してください

※口座番号が記載されていない場合は、振込先口座を記入してください

3 指定の口座に振り込まれます。

世帯の中に、令和3年1月2日以降に豊島区に転入した方がいる場合

1 豊島区から対象となる可能性のある世帯へ、申請書が送付されます

2 必要事項を記入して、添付書類とともに豊島区へ**郵送または直接**提出してください。

【添付書類】

□申請・請求者の本人確認書類の写し(コピー)

本人確認書類：運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポートなど

□受取口座を確認できる書類の写し(コピー)

□令和3年1月1日時点の住所地が発行する『令和3年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)

(令和3年1月1日時点に豊島区外に住民登録していた方全員分)

3 指定の口座に振り込まれます。

※振り込みは、支給決定から1～2週間後です

確認書や申請書が届いていない方は、豊島区住民税非課税世帯等臨時特別給付金窓口 ☎4566-4192 (よいきゅうふ) まで問い合わせてください。

原則、口座振込による支給です。金融機関で口座が作れないなどの理由により、どうしても口座による受取ができない場合は現金で受け取ることもできます(予約制)。
詳しくは豊島区住民税非課税世帯等臨時特別給付金窓口に問い合わせてください
(☎4566-4192)

❷新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

【対象となる世帯】以下のいずれにも当てはまる世帯

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したこと。
- 世帯全員のそれぞれの年収見込額が市町村民税均等割非課税水準以下であること。

非課税水準とは…

家族構成例	非課税相当限度額(収入額)	非課税相当限度額(所得額)
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円	45.0万円
2人世帯	156.0万円	101.0万円
3人世帯	205.7万円	136.0万円
4人世帯	255.7万円	171.0万円
5人世帯	305.7万円	206.0万円
6人世帯	355.7万円	241.0万円

【申請方法】

1 申請書は豊島区ホームページからダウンロードするか豊島区住民税非課税世帯等臨時特別給付金窓口(03－4566－4192)に問い合わせてください。

2 必要事項を記入して、添付書類とともに豊島区へ**郵送または直接**提出してください。

【添付書類】

□申請・請求者の本人確認書類の写し(コピー)

本人確認書類：運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポートなど

□世帯の状況を確認できる書類のコピー(住民票の写し(コピー)など

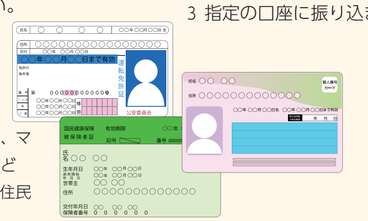

□受取口座を確認できる書類の写し(コピー)

□簡易な収入(所得)見込額の申立書

□「令和3年中の収入の見込み額」又は「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)

3 指定の口座に振り込まれます。

Q&A

Q 申請はいつまでできますか

A 令和4年9月30日までに申請してください

Q 世帯分離をした場合はどうなりますか

A 基準日時点(家計急変の場合は申請日時点)において判定します。基準日(家計急変の場合は申請日)以後に世帯分離をしても別世帯とはみなしません。また、一度給付を受けた世帯に属する方を含む世帯は原則として支給の対象外です。

例		令和3年1月1日	令和3年12月10日(基準日)	令和3年12月11日以降	給付する市区町村
ケース1(非課税世帯)	令和3年12月10日まで同一世帯 令和3年12月11日以降に世帯の一部が他市に転居した場合	A市 世帯主 配偶者 甲(非課税) 乙(非課税)	A市 世帯主 配偶者 甲(非課税) 乙(非課税)	A市 B市 世帯主 配偶者 甲(非課税) 乙(非課税)	A市で給付 B市の配偶者は対象外
ケース2(家計急変世帯)	令和3年12月10日まで同一世帯 夫婦とも課税(共働き)令和3年12月11日以降に一方が転居後、ともに減収した場合	A市 世帯主 配偶者 甲(課税) 乙(課税)	A市 世帯主 配偶者 甲(課税) 乙(課税)	A市 B市 世帯主 配偶者 甲 乙 非課税水準以下に減収	申請時に居住する市区町村(世帯主(甲)はA市、配偶者(乙)はB市)で給付

Q 住民税均等割りが課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯とはどんな世帯ですか

A 例えば以下のような世帯です。

子(課税)に扶養されている非課税の両親だけの世帯

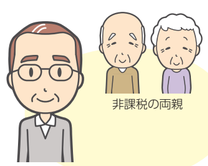

親(課税)に扶養されている一人暮らしの子(非課税)

Q 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付と住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は対象であれば2つとも給付されますか

A それぞれ支給要件を満たしていれば2つとも給付されます。なお、振り込みや手続き、問い合わせ先は別となります。

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付に関すること…
☎4566－4124

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関すること…
☎4566－4192

Q 令和3年度12月10日時点では非課税世帯でありませんでしたが、12月11日以降に修正申告などにより世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税となりましたが給付は受けられますか

A 修正申告などにより世帯全員分の令和3年度分の住民税均等割が非課税となった場合は支給の対象となります。確認書は送付されませんので、申請期限である令和4年9月30日までに本人からの申し立てが必要です。住民税非課税世帯等臨時特別給付金窓口コールセンターまでご連絡ください。

Q 新型コロナウイルス感染症ではない病気やケガ等により収入が減少した場合は家計急変世帯に含まれますか

A 新型コロナウイルス感染症および蔓延防止のための措置との間に何ら因果関係が確認できない場合は、減収により家計が急変しても給付の対象外です。

年収見込額が非課税水準以下かどうかどのように確認したらいいですか

令和3年1月以降の任意の1か月の収入×12カ月が非課税相当限度額を上回っていなければ、家計急変世帯として給付の対象になります。

(例)

ケース1 1人世帯でとある月の収入が8万3千円の場合

年間収入見込額
83,000円×12か月
=996,000

支給対象 ○

(年間収入見込額(99.6万円) ≦ 非課税相当限度額(100万円))

ケース2 2人世帯(配偶者を扶養)でとある月の収入が13万円の場合

年間収入見込額
130,000円×12か月=1,560,000

世帯収入の合算ではなく、1人1人の収入がそれぞれ非課税水準以下か判定します

支給対象 ○

(年間収入見込額(156万円) ≦ 非課税相当限度額(156万円))

ケース3 1人世帯でとある月の収入が9万円の場合

年間収入見込額
90,000円×12か月
=1,080,000

支給対象外 ×

(年間収入見込額(108万円) ＞ 非課税相当限度額(100万円))

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自治体や内閣府などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることや、給付のために、手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などを語る不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

【その他相談窓口・給付金等のご案内】

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付を支給します

給付金の申請を受け付けています

令和３年９月30日時点で豊島区に高校生まで（平成18年４月１日生まれまで）の子どものいる世帯の世帯主に給付金申請のご案内を送付しています。

受付場所：子育て支援課（豊島区役所４階）　提出期限：令和４年３月４日（金）担当課必着

豊島区「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付」　専用コールセンター ☎03－4566－4124

コールセンター開設期間・時間　令和４年３月31日まで月曜～金曜（祝日を除く）午前８時30分～午後５時

窓口・給付金名	内容・【連絡先】
くらし･しごと 相談支援センター	生活に困りごとや不安を抱えている場合は、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。 **例)**「仕事がなかなか見つからない」「生活に困っているが、どこに相談に行ったらよいかわからない」「借金の返済で将来の生活が不安」など　☎4566 - 2454
緊急小口資金 総合支援資金	**緊急小口資金** 緊急・一時的に生活費が必要な世帯 **総合支援資金** 生活再建までの間の生活費が必要な世帯 緊急小口資金 および 総合支援資金 (初回貸付)について、申請期間が令和４年３月末日まで延長となりました。 ※総合支援資金（再貸付）の申請は令和３年12月末をもって終了しました。 ☎6388 - 5017
住居確保給付金	離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。 ☎4566 - 2454
新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金	生活福祉資金の特例貸付を終了した世帯や不承認とされた世帯等 申請期間が令和４年３月末日まで延長となりました。 ※住居確保給付金との併給が可能。　☎4566 - 2469

お問い合わせ　豊島区住民税非課税世帯等臨時特別給付金窓口

コールセンター　☎4566 - 4192（よいきゅうふ）

受　付　窓　口　：　南池袋2-45-1　豊島区役所本庁舎1階

受付時間　平日午前９時～午後５時（祝日除く）